

〈研究・調査〉

## 浅田家文書の村絵図の検討 －西法花野村の存在について－

小 川 幸 代

(東京大学経済学部)

### はじめに

東京大学経済学部が所蔵する浅田家文書（冊子物が茶箱10個分、一紙物が茶箱3個分）は昭和55年（1980）から本格的の整理が始められ、昭和61年（1986）には冊子物目録である『浅田家文書仮目録』が刊行され、平成4年（1992）には一紙物目録である『浅田家文書仮目録〈続〉』が刊行された。両目録には石井寛治教授と武田晴人助教授（現教授）の解説が載っている。また、整理作業・目録作成作業に携わった者の立場から本稿の筆者は「東京大学経済学部文書室の史料」（『地方史研究』253 1995年2月）と題する小文を書いた。本稿は、整理作業・目録作成作業に携わった者の立場から書くという意味においてその続編である。

浅田家文書は山城国相楽郡西法花野村（現京都府相楽郡山城町）の庄屋であった浅田家の旧蔵文書で、冊子物にも一紙物にも「西法花野村」の名がみられる。だが、村絵図には「西法花野村」の名はまったく記されていない。西法花野村が「上狛村」とよばれる村の内の一村であることは承知していたが、では西法花野村は地図上のどこにあるのかという点は文書の整理を始めた当初からの疑問であった。これが明らかになりはじめたのは一紙物の整理にとりかかってからで、たしか茶箱11個目のときであったと記憶している。そのとき出てきた一枚の文書の端裏には「古市へ狛四ヶ村之わけ書上ヶ申候ひかへ」と記してあった。この文書に記されていることを手がかりに、絵図やほかの文書が検討されて、西法花野村の存在は次第に明らかになっていった。

結論を申せば、西法花野村を含む上狛村四ヶ村は入り組んでいるた

め、絵図上に村境を引いて表記することができなかったのである。このような近世の支配形態は、全国的に広くみられ、それらは支配者側の都合によって村落が分断されたのであるが、上狛村の四ヶ村は百姓側の都合によって4つの組に分裂し、それぞれが村として独立していたのである。

本稿では、この結論を得るまでに検討したことを記しておきたい。歴史の研究論文なら「注」の「注」ぐらいに相当することがらかもしれないが、読みにくい近世初期の文字を解読し、細かい字で書かれた地名の略号を判読し、年記のない文書を筆跡や他の文書との関係などから年代推定をするなどという、いわば、やっかいな作業から得られたことは、活字にして共通の基礎知識にしておいた方がよいと思うからである。

一紙物目録を作成するときに、相当数の文書の年代推定を行なった。年代不明の文書を史料として使うにはまず年代推定をしなければならぬから、年記のある文書が古代や中世に比べて大量に残存している近世の歴史研究においては、年記のない文書は研究史料から除かれたり、あとまわしにされたりする傾向がある。そのため、文書を整理する段階で可能なかぎり年代推定をしておくことは、その文書が史料として使われる可能性を高めておくために必要な作業となる。また、浅田家文書目録のようにコンピューターで検索できるシステムになっているものの場合、推定であっても年代が入力されていることは、より多くの情報をとり出せることにもなるのである。

村方の近世文書は全国に無数に伝存しているのであるから、一つの家の文書の年代推定や一地域の地名の検証などが多くの人の関心を得ることになるとは思わない。しかし、古文書の整理をするということは研究の領域自体に足を一歩踏み入れることにもなるのだ、という具体例を示すことができれば、それも本稿の目的とするところである。

## 1. 「古市へ狛四ヶ村之わけ書上ヶ申し候ひかへ」と記された文書 (目録番号D-12-14)の年代推定

端裏に記された上記の覚え書きは「古市役所の城和奉行へ狛四ヶ村の訳を書き上げた控」という意味である。藤堂藩は山城国と大和国に

ある藤堂藩領を統治するために、大和国の古市（現奈良市）へ奉行を置いていた。西法花野村を含む上狛村（村高1325石9斗5升）は元和5年（1619）から廃藩置県に至るまで藤堂藩領であったから、浅田家文書の中にも古市役所に関係した文書がいくらか残っている。これもその文書の一つであるが、この文書には年記がないことが、史料として使う場合の難点となる。

目録作成後にわかったことであるが、この文書は国絵図作成のために元禄10年（1697）に書かれたものと推定される。その根拠の第一は、浅田家文書中の別の一枚の文書で、「元禄十丑年五月廿四日 国絵図ニ付加茂へ遣し候ひかへ」と端裏に記された文書（D-12-2）に、筆跡、紙質、文書の折り方（折り幅）が類似していることである。第二に、この2枚の文書とほぼ同文のものが、冊子物文書である「萬聞書覚」（D-55）中にあることである。この冊子は宝永5年（1708）に作られたものであるが、その文書の一つには「貞亨三年寅三月廿八日」と記されており、もう一つには「寅卯月十五日」と記されている。すなわち、貞亨3年（1686）の年記のある文書の文言は、元禄10年の年記のある文書の文言（D-12-2）と類似しており、「寅卯月十五日」とだけ記された文書の文言は、年記のない文書（D-12-14）の文言に類似している。

つまり、「古市へ狛四ヶ村之わけ書上ヶ申候ひかへ」と記された文書（D-12-14）と、「元禄十丑年五月廿四日 国絵図ニ付加茂へ遣し候ひかへ」と記された文書（D-12-2）とは、もともと一組の文書であったと推測される。同時期に、一方は城和奉行がいる古市役所へ、一方は藤堂藩の大庄屋がいる加茂（現京都府相楽郡加茂町）へ出されたものの控であるから、片方だけに年月日を記しておけば控としては充分だったと考えられ、したがって年記のない一方の文書（D-12-14）も元禄10年に書かれたものと推定されるのである。

## 2. 「小名」の解釈

「古市へ狛四ヶ村之わけ書上ヶ申候ひかへ」と記された文書（D-12-14）には四ヶ条にわたって上狛村について記されている。ところがこの文書を読んだ当初、第一条中にある「小名」ということばの意味をとりちがえたために、第四条の内容を正しく理解することがで

きなかった。小<sup>こ</sup>名<sup>な</sup>は小<sup>こ</sup>字<sup>じ</sup>，つまり地名であると理解すべきところを，小村の名称と理解したことが誤りであった。では，問題の第一条を示してみよう。内容を把握しやすいように句読点と，㊶～㊿の記号をつけて引用する。

### (第一条)

一、㊶御領下高千三百式拾五石九斗五升ハ，上狛村と申ニ而御座候。西法花野，東法花野，野日代，新在家ハ小名ニ而，惣名上狛村ニて御座候。㊷御公儀様より国役御普請割，其外御触等ニ上狛村と御書出シ被成候ハ，高千八百式拾五石九斗五升之所ニて御座候。此内より高五百石ハ，他領林村高ニて御座候。㊸尤，林村と申小村御座候得とも，御領下四ヶ村と，百姓，家屋敷，田畑，山，入組ニ而，御領下ノ百姓，林村ニも居中，林村百姓，御領下四ヶ村ニも入組罷在候。それゆへ，往還通・堤御普請，用水溜池・悪水抜溝修復，入用諸事，一所ニ掛，高相応ニ割符仕候。㊹西法花野，野日代，東法花野，新在家，林村ハ小名ニ而，御公儀様へハ，上狛村と書上ケ申候。

「小名」という表記は㊶から㊿の間に一ヶ所，㊿に一ヶ所ある。この「小名」を含む文脈によって読者は，「西法花野」「東法花野」「野日代」「新在家」「林村」は地名であると理解しなければならなかったのだが，村の名前であると誤解してしまったのにも理由はある。それは藤堂藩領上狛村（1325石9斗5升）は四ヶ村で，四ヶ村の名前は西法花野村（463石9斗1升），東法花野村（209石2斗），野日代村（440石4斗8升），新在家村（212石3斗6升）であること，また，他領である林村（500石）があることも，すでに知っていたからである。この知識自体に誤りはないが，第一条では，村名の由来となった地名そのものを記していることに気づくべきであった。このことは第四条を読むに至ってさらに明確となる。第四条を，第一条と同じ要領で示してみよう。

#### (第四条)

一、㉔御領下高千三百貳拾五石九斗五升、元ハ庄屋壹人ニテ御座候へ共、後ニ庄屋四人ニ成申候ニ付、其節、庄屋四人へ親類加ハリ、むよりもの、おもひよりニつき申候。㉕村之内ニテ道を限、小名ヲ限り、高寄申ものニテハ無御座、おもひよりニ付申候人々ノ持高ヲ集合、四百六拾三石九斗一升、四百四拾石四斗八升、貳百拾貳石三斗六升、貳百九石貳斗と、四人ノ庄屋付ニ致し、御納所仕候。㉖其節、庄屋九郎右衛門、文右衛門、甚二郎、又兵衛居村ノ小名ヲ、西法花野、野日代、新在家、東法花野と付、御領下帳面ニ書上ケ申候。㉗右四人へ庄屋われ申候時、おもひよりニ付申候故、百性、家屋敷、田畑、碁ヲ打ミたし候ことクニ入組申候。㉘林村高五百石分も先年一所之所ニ而御座候ニ付、百性、家屋敷、田畑、山、諸事入組申候。林村御地頭宗右衛門、書付上ケ申候通ニテ御座候。高五百石、林村御藏へ御納所仕候。

「小名」の表記を含む文は㉔と㉖である。㉔は藤堂藩領の上粕村1325石9斗5升の領地が四分割されたプロセスを示しており、㉖は分割された当時の庄屋の名前と、村の名前との関係を示している。

㉔によれば、先に道や「小名」が四つに区分されて村高が決まったものではなく、先に百姓が四つのグループに分かれ、各々の百姓の持高を寄せ集めたものが村高であるという。

㉖の文は、庄屋の名前である「九郎右衛門、文右衛門、甚二郎、又兵衛」と、「居村ノ小名」であるという「西法花野、野日代、新在家、東法花野」とが対応している。ここに記された四人は、西法花野村庄屋九郎右衛門、野日代村庄屋文右衛門、新在家村庄屋甚二郎、東法花野村庄屋又兵衛であることは、他の文書から明らかであるから、ここで読者は、村の名前は庄屋の「居村ノ小名」であったのかと気がつく。しかし読者は、㉔の文によって、これらの村は領地が四分されたのではなく、百姓が四分されたことを知っており、また㉔には、百姓は「おもひより」（思ひ寄り）、つまり好き勝手にグループに分かれたと

記されているのであるから、庄屋の「居村」はどこかという次の疑問が起こる。「居村」は、ここでは集落と理解すべきで、四人の庄屋は分村当時どこに住んでいたのかということが次に明らかにされなければならない点である。◎の文によれば、四人の庄屋が住んでいた場所の「小名」つまり地名を、藤堂藩へ差し出す帳面に書き上げたことによって、四つのグループがそれぞれ村として認識されるようになったというのである。

### 3. 正徳5年の集落図による 小名の検討

次の村絵図(図1)は、「古市へ狛四ヶ村之わけ書上ヶ申候ひかへ」(D-12-14)に記された二つの「上狛村」の集落図である。二つの上狛村、すなわち、第一条の㊤の文に記されているように、藤堂藩領1300石余りの範囲を示す「上狛村」と、同条の㊦の文に記されているように、藤堂藩領1300石余りに他領500石を加えた1800石余りの範囲を示す「上狛村」である。

絵図の中央に描かれているのは環濠集落で、この範囲は「大里」といわれていた。大里の南に「新在家村」、北に「林村」と記されて集落が描かれているが、新在家村も林村も小名であることを、ここで思い起こしておきたい。大里の中は九分されていて、中央に「磯垣内」と記され、その周囲に「城垣内」「東中小路」「西中小路」「東野日代」「西野日代」「殿之前」「御堂垣内」「角ノ垣内」と記されている。いずれも小名である。

南北に道が通っており、南

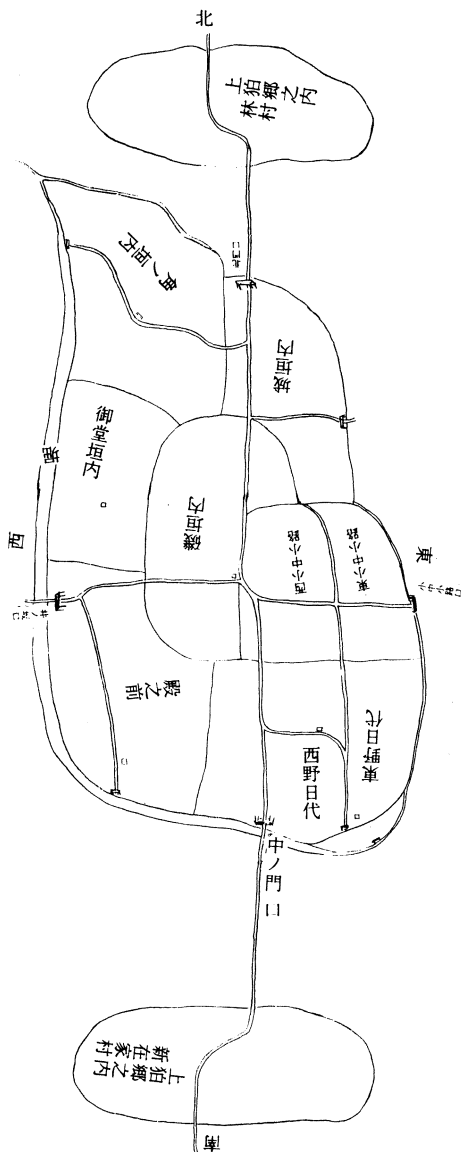


図1 上狛村の集落図(正徳5年)  
J-6「絵図并家数覚」(東京大学経済  
学部所蔵浅田家文書)より

は奈良へ至り、北は京都に至る。大里の北の出入口には「北門口」、南の出入口には「中ノ門口」、また、東には「小中小路口」、西には「井ノ坂口」と記され、それぞれ門が描かれている。このほかにも四ヶ所に門が描かれている。これらの門の開閉を含めて大里内の治安は百姓によって守られてきたが、正徳5年（1715）に夜番をめぐって村方騒動が起きた。この絵図はそのとき作られたもので、京都代官小堀仁右衛門へ差し出されたものの控である。

この絵図は一枚の紙の三分の二を使って描かれており、三分の一には「家数覚」と題する書き付けがあるが、このような形式は類のないことではない。村絵図は、目的に応じて必要なときに必要な枚数だけ描かれたもので、絵の部分に、必要なことがらしか書き込まれていないかわりに、余白に、絵を説明する文言がたくさん書き付けられていたりして、文書の整理の便宜上「絵図」と分類されていても、実はことばによる情報がたくさんあるものもある。

この絵図もその類で、この絵図で必要なのは集落の部分であるから、田畑や山や川などは描かれていない。補足しておくと、田畑は集落の外側にあり、山は東の方角にある。この地域でもっとも大きな川である木津川は、新在家の南で北の方角に流れを変え、大里の西側を流れている。

「家数覚」はどの小名にどの領主の百姓の家が何軒あるかという形で記されているので、次のような表にしてみた（表1）。この表からわかったことは次のことがらである。

表1 正徳5年の上粕村の家数

(単位：軒)

| 村名<br>支配<br>小名 | 西法花野<br>村 | 東法花野<br>村 | 野日代村 | 新在家村 | 林 村  |      |      |     | 椿井村          | 合計  |
|----------------|-----------|-----------|------|------|------|------|------|-----|--------------|-----|
|                | 藤 堂       | 和 泉       | 守 領  |      | 禁裏御料 | 冷泉家領 | 藤波家領 | 御蔵入 | 禁裏御料<br>・御蔵入 |     |
| 林              | 6         |           |      |      | 13   | 1    |      | 4   | 9            | 33  |
| 大<br>里         | 城垣内       | 23        |      |      | 2    |      |      | 1   |              | 26  |
|                | 角之垣内      | 28        |      |      | 3    |      |      |     |              | 31  |
|                | 御堂垣内      | 16        |      |      | 2    |      |      |     |              | 18  |
|                | 殿之前       | 19        |      |      | 3    |      |      | 4   |              | 26  |
|                | 磯之垣内      | 16        |      |      | 5    |      |      |     |              | 21  |
|                | 西小中小路     | 11        |      |      | 17   | 2    |      |     |              | 30  |
|                | 東小中小路     | 3         |      |      | 16   | 4    |      | 2   |              | 25  |
|                | 西野日代      | 25        |      |      | 4    |      |      |     |              | 29  |
| 新 在 家          | 2         | 6         | 10   | 83   | 44   |      | 1    |     |              | 146 |
| 合 計            | 248       |           |      |      | 121  | 7    | 2    | 12  | 9            | 399 |

220

J-6「絵図并家数覚」（東京大学経済学部所蔵浅田家文書）により作成。  
「家数覚」に藤堂藩領四ヶ村の村名表記はないが、庄屋名から村名を判断した。

- ①大里の家数は220軒，新在家は146軒，林は33軒である。
- ②他領林村（500石）は禁裏御料，冷泉家領，藤波家領，御蔵入の相給地である。その，他領林村の百姓の家は林には18軒しかなく，大里を隔てた新在家に45軒もある。
- ③新在家には五ヶ村の百姓の家がある。一番多いのは藤堂藩領新在家村の百姓の家で83軒あり，他領林村の百姓の家数はそれに次いでいる。
- ④他領林村の百姓の家は大里には79軒もあり，大里のどの小名にも存在している。だが，西小中小路，東小中小路，東野日代に多く，絵図（図1）で見ると新在家に近い一角に，より多く存在していることが知られる。
- ⑤大里には藤堂藩領の百姓の家が141軒ある。小名の内訳はわからないものの，東野日代には一軒もないことはわかる。つまり，大里の一角である東野日代には他領林村の百姓だけが住んでいることになる。
- ⑥林には藤堂藩の百姓の家が6軒あるが，すべて西法花野村の百姓である。西法花野村の百姓は大里にも林にも新在家にもいたことがわかる。
- ⑦藤堂藩領上粕村が分村した当時，4人の庄屋の内，新在家村庄屋

甚二郎は新在家に、野日代村庄屋文右衛門は西野日代に住んでいたと推定できる。だが、西法花野村庄屋九郎右衛門と東法花野村又兵衛については推定できない。なぜなら、「西法花野」も「東法花野」も、あるいは「法花野」も、この表や集落図に見出すことができないからである。

①から⑦を総括すると、藤堂藩領と他領林村がたいそう入り組んでいることが確認され、また、村名にも転用された「新在家」と「野日代」という二つの小名も確認された。次の課題は「西法花野」と「東法花野」の所在を確認することである。

#### 4. 元禄4年「五人組帳」（E-39）に見出された「西法花野」

上記の「五人組帳」と題された冊子は現在「E 戸口」に分類され、その中で「五人組帳」としてまとめられているが、「G 山」に分類すべきではないかと考えられる文書である。

前書には、山の木の盗伐や松根が掘り起こされることを防ぐための定が罰則とともに記されており、そのあとに、小名ごとに五人組の名前が列記されている。

小名は、殿前、磯垣内、野日代、西法花野、小中小路、城垣内、角垣内、林、新在家、栗林である。このうち、栗林は他の文書から墓地近く集落であると推定される。栗林を除く小名を表1と対照させると、「御堂垣内」がなくて「西法花野」があることに気づく。そこで御堂垣内は西法花野に同じと見なければならず、西法花野は御堂垣内より古い地名ということになる。

ところで、この五人組帳に記載された百姓は、村名は記されていないものの総人数が404人であることから、藤堂藩領四ヶ村と他領林村の百姓と推定される。西法花野村の宗門改帳ならびに免割名寄帳、後述する「千八百石家並極帳」と対照させると、女だけの家族、老夫婦だけの家族、女と子供だけの家族などは載っていないかわりに、一軒の家から青年あるいは壮年の男子が二人も載っている例があることがわかる。このような点から、この五人組は家が単位で組織されていると見るより、働きざかりの男性で組織されていると見た方がよいかもしれない。ともかく、元禄4年時の西法花野村庄屋である浅田金兵衛を探してみると、西法花野に「金兵衛」はなく、磯垣内に見出された。このことは、西法花野は磯垣内を含む範囲であったことを示唆してい

る。なぜなら、西法花野が御堂垣内だけの範囲であるなら、位置的に磯垣内は東法花野ということになり、それでは西法花野村の名称の由来と矛盾するからである。ただし、これは浅田家が分村時から移転していないということを前提にした話である。

そこで次に、元禄4年時の東法花野村庄屋である城野又兵衛を探してみよう。この場合、手がかりは「城野」とある名字である。この名字が住所に由来したものである可能性が考えられるからである。「城垣内」に見当をつけて見ると「又兵衛」の名が見出された。ちなみに野日代の庄屋の名字は「野村」である。このような推測はいい加減であるようにみえるが、いくつかの事実認識が重なって養われた、浅田家文書を大量に見てきた故の勘とでもいうべきものである。なお、浅田家の先祖は摂津浅田からやってきたから「浅田」であると、浅田家の系図書（I-1-25）に記されている。

さて、城野又兵衛が城垣内に住んでいたことが確認されれば、城垣内は東法花野ということになる。客観性を高めるために別の分析を試みてみよう。

## 5. 元禄4年「千八百石家並極帳」（E-59）と同年「五人組帳」による上粕村の百姓分布

上記の「千八百石家並極帳」は、「千八百石」と表記されていることから知られるように、藤堂藩領四ヶ村と他領林村の百姓の役負担を記したものである。列記された百姓の数は401人であるが、無役の者は記載されていない。また、西法花野村分について宗門改帳および免割名寄帳と対照させると、一軒前の数え方も同じではないから、他村分についても同様のことが考えられる。

百姓によっては「トノ」（<sup>とのの</sup>殿之前のこと）、「イソ」（<sup>いそのかいと</sup>磯之垣内のこと）、「上」（<sup>じょうのかいと</sup>城之垣内のこと）などのように、小名が略号で肩書きされているものもあるが明確ではない。しかし、前出の「五人組帳」と対照させることによって、百姓を小名ごとに分類することがかなり可能になる。ただし、これも宗門改帳や免割名寄帳との対照が必要である。なぜなら結果的に同人と認められる者でも、改名によって名前が変わっていたり、改名前の名前で記されていたりするからである。

以上のような検討を加えてできたのが次の表である（表2）。この表は上述のように、正確な家数、あるいは百姓数を示しているわけで

はない。しかし表1では知ることができなかった、大里における藤堂藩領四ヶ村の百姓の存在状況を知る上では有効である。この表から次のことが指摘できる。

表2 元禄4年の上狛村の家数

(単位：軒)

| 地名    | 村名     | 西法花野村 | 東法花野村 | 野日代村 | 新在家村 | 林村  | 合計  |
|-------|--------|-------|-------|------|------|-----|-----|
| 殿     | 前      | 19    | 4     | 0    | 0    | 10  | 33  |
| 磯     | 垣内     | 7     | 4     | 8    | 0    | 6   | 25  |
| 野     | 日代     | 4     | 0     | 28   | 0    | 22  | 54  |
| 西法花野  | (御堂垣内) | 19    | 2     | 1    | 0    | 1   | 23  |
| 小     | 中小路    | 2     | 5     | 8    | 0    | 40  | 55  |
| 城     | 垣内     | 10    | 12    | 4    | 0    | 2   | 28  |
| 角     | 垣内     | 20    | 7     | 2    | 0    | 4   | 33  |
|       | 林      | 8     | 0     | 0    | 0    | 22  | 30  |
| 新     | 在家     | 3     | 5     | 6    | 66   | 29  | 109 |
| 栗     | 林      | 2     | 0     | 6    | 0    | 0   | 8   |
| (さいく) |        |       |       | (2)  |      |     | 2   |
| 合     | 計      | 94    | 39    | 65   | 66   | 136 | 400 |

E-59「千八百石家并極帳」元禄4年（東京大学経済学部所蔵浅田家文書）により作成。地名欄の「さいく」は地名ではなく職種である。

- ①新在家村の百姓はすべて新在家に住んでいて、大里にはいない。
- ②野日代村の百姓は野日代にもっとも多く住んでいる。
- ③東法花野村の百姓は城之垣内にもっとも多く住んでいる。
- ④西法花野村の百姓は角之垣内と御堂垣内（西法花野）と殿之前に多く、ほぼ同数住んでいる。

さて、①は、「古市へ狛四ヶ村之わけ書上申候ひかへ」の第三条に符合する。

### (第三条)

- 一、㊶上狛郷之内、大里と申ならハし候ハ、西法花野、東法花野、野日代三ヶ村二面御座候。㊸新在家ハ四丁程へたたり申候。さ

れども百姓家屋敷地面とも、野日代、西法花野、東法花野、他領林村と入組申候。◎枝村と申わけも立不申、御公儀様より御触等二上粕村と惣名之内にて御座候。

つまり、第三条の㊤の部分に記されているように、大里には藤堂藩領四ヶ村の内、新在家村を除く三ヶ村のほとんどの百姓が住んでいたのである。もちろん大里には他領林村の百姓も相当数住んでいたことは表1でも表2でも明らかなことであるが、第三条の主旨は藤堂藩領に限定しての言及となっている。

②については、野日代が東と西に分けられてはいないものの、表1で東法花野村に藤堂藩領の家はなかったから、野日代村の百姓は西野日代に圧倒的多数が住んでいたと推測される。

③の城之垣内は、東法花野村庄屋城野又兵衛が住んでいたと推定した所であるが、東法花野村の百姓がもっとも多く住んでいたという点からも、裏付けられることである。西野日代に住んでいた野日代村庄屋野村文右衛門、新在家に住んでいた新在家村庄屋(平井)甚二郎、城垣内に住んでいた東法花野村庄屋城野又兵衛、この三人については確かであると見てよい。

④から、大里の西側半分近くを占める範囲に西法花野の百姓が多くなることになる。浅田家のある磯之垣内は大里の中央に位置しているが、浅田家は大里を南北に貫いている道より西側にあったと推定される。それは、現在も存在している浅田両家(北家と南家)の屋敷配置が宝永6年(1709)に描かれた「屋敷絵図面」(J-7)と同じであることから、少なくとも宝永6年には現在の地にあり、おそらく元禄4年時も同じ所にあったと推定されるからである。野日代村庄屋と東法花野村庄屋が、自村の百姓がもっとも多い地にいたことを考えると、磯之垣内に西法花野村の百姓が必ずしも多くはいないことが不自然のようにも見えるが、この点については別個の理由が挙げられる。すなわち、四ヶ村に分村する以前、上粕村の庄屋は一人で、その庄屋役を浅田家が勤めていたのであるから、その当時を考えると、磯之垣内の浅田家の位置は大里の中央ということになり、地の利においてまったく不自然ではないのである。したがって、浅田家が御堂垣内から磯之垣内に移転したと考える必要はなく、むしろ、「西法花野」は御堂垣内と磯之垣内を含めた言い方であったと考える方が理に合っている。

一方、城之垣内は東法花野のことということになるが、西法花野との位置関係を考えると、東法花野といわれた地域は城之垣内からさらに南へ広がりのある地域と考えられ、西法花野は角之垣内を含む地域であったと考えられる。また、東と西に分けて呼ばれる前提には「法花野」と呼ばれる地があったことが推定され、もしかしたら大里全体が法花野であったかもしれないのだが、この点については示唆するだけにとどめておこう。

以上をもって、藤堂藩領四ヶ村の分村当時における庄屋の居場所が確認された。また、百姓は「碁を打ち乱したように」と表現されていたように分散して存在していて、村境を線引きすることはできないまでも、村ごとに、百姓が集中して存在している場所を確認することができた。

## おわりに

本稿のようなテーマは丁寧には書かなければ理解されないし、丁寧に書こうとすれば緻密になりすぎて、読者の理解を得る前に読むこと自体拒否されるのではないかという懸念が湧いてくる。ようやく上記のようにまとまった次第であるが、最後に、浅田家文書を史料として使う場合に、本稿で明らかにしたことがどのような意味を持つのかについて記しておきたい。

東京大学経済学部が所蔵する浅田家文書は近世前期のものが多く、木津川の氾濫で近世前期の文書が失われている例が多い南山城地方にあっては、貴重な文書群である。

宗門改帳も延宝元年（1673）から享保2年（1717）まで30冊あるから、人口に関する調査、たとえば婚姻年令とか通婚圏などが調査されることが想定できるが、その場合、西法花野村について上記のような知識があったら、調査データを読む上にどう反映するだろうか。実際、関山直太郎氏の「徳川時代の婚姻年齢に関する一考察」（『人口問題研究』第2巻第3号所収、昭和16年3月）では西法花野村の宗門改帳が分析され、「右表の示す所に依ると西法花野村の婚姻年齢は一般的に非常に高く、殊に男子の方が甚しい。」と記されているが、西法花野村に見られる現象は東法花野村にも野日代村にも同様に見られると推測することが可能になる。さらに、新在家村については事情が少し

違うかもしれないという推論も成りたち、他領である林村についても、大里に住んでいる百姓と林村や新在家に住んでいる百姓とを分けて考えることができるようになるのである。通婚圏については、他村であっても近隣かもしれないし、他領であってさえも近隣かもしれないという状況を考えることができ、また、調査目的によっては同村か他村かを区別するよりも、大里の内か外かを区別した方がよいという思案も浮かんでくるのである。

以上のように宗門改帳の分析ひとつをとりあげて考えてみても、村の存在状況を知っておくことはデータの読み方に、より具体性を持たせることができるのである。統計など数字化した場合、あたかも客観性があるもののように感じられたり、数字が独り歩きして実体とは違った読み方がなされたりする場合もある。数字化された文書の性質、数字化されたプロセス、数字化された数字そのものの意味を考えて、データを読むことが必要であると思われる。

次にもう一点、記しておきたいことがある。本稿では分村の時期や理由についてほとんど触れなかったが、これも押さえておくべき基礎事項であると思われる。分村した四ヶ村はやがて藤堂藩からそれぞれ村として把握されてゆくため、四ヶ村はあたかも行政上の村のように見える。事実『山城町史 本文編』（昭和62年 山城町役場発行）では「行政村」と表記されているが、分村時は人的に強い結びつきの共同体であったことを忘れてはいけない。百姓みずからが組織し、百姓側が領主である藤堂藩に自己主張したために、自立した村として把握されるようになったのである。分村から長い時が流れて、行政的にしか機能しなくなり、生活上の不便をきたしていたかもしれないが、あながち支配側に原因があると言うことはできない。分村に至る過程と分村直後の村の状況、そのあとの村の状況とに分けて文書を分析してゆくことが望まれる。